

住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 新築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 新築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 新築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等が
された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日

中之条町長 様

申請者 住所 中之条町大字〇〇〇 〇〇番地
氏名 中之条 太郎 印
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
代理人 住所 中之条町大字〇〇〇 〇〇番地
氏名 中之条 花子 印
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

| | |
|-------------------------|------------------------|
| 所在地 | 吾妻郡中之条町大字〇〇〇字〇〇 〇〇番地〇〇 |
| 建築年月日 | 〇〇年 〇〇月 〇〇日 |
| 取得年月日 | 年 月 日 |
| 取得の原因 (移転登記の場合に記入) | (1) 売買 (2) 競売 |
| 申請者の居住 | (1) 入居済 (2) 入居予定 |
| 床面積 | 1階〇〇. 〇〇㎡ 2階〇〇. 〇〇㎡ |
| 構造 | 〇〇 造 |
| 区分建物の耐火性能 | (1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅 |
| 工事費用の総額 (ロ)(a)の場合に記入 | 円 |
| 売買価格 (ロ)(a)の場合に記入 | 円 |

(添付書類は裏面にあります)

〈必要書類〉 ※写しで可

【必須の書類】

- ・登記申請書、及び各階平面図
- ・登記事項証明書、又は登記済証
- ・建物の平面図（間取り図）及び立面図
- ・住民票、もしくは入居予定年月日等を記載したもの

【該当者のみ必要な書類】

① 特定認定長期優良住宅、又は認定低炭素住宅に該当する場合

- ・認定申請書、及び認定通知書

② 都市計画区域内の場合

- ・建築確認の確認済証、及び検査済証

③ (イ) (b)、(d) 又は (f) に該当する場合

- ・売買契約書等（競落の場合は代金納付期限通知書）
- ・建築後使用されたことのないものである旨の証明書

④ (ロ) に該当する場合

- ・売買契約書（競落の場合は代金納付期限通知書）
- ・耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し、又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類

⑤ (ロ) (a) に該当する場合

- ・売主が宅地建物取引業者であることを確認できる書類、増改築等工事証明書
また、租税措置法施行令42条の2の2第2項第7号に掲げる工事に要した費用の額が50万円を超える場合は、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることが確認できる書類（保険付証明書）